

平成31年度千葉県教育委員会免許法認定講習 受講者の皆様へ

1 講義時程

	第1日 開場8:40	第2～3日 開場8:40
オリエンテーション	9:00～9:20	
講義1	9:20～10:50	講義1 9:20～10:50
講義2	11:00～12:30	講義2 11:00～12:30
昼食・休憩	12:30～13:30	昼食・休憩 12:30～13:30
講義3	13:30～15:00	講義3 13:30～15:00
講義4	15:10～16:40	講義4 15:10～16:40

2 会場

「免許法認定講習会場案内図」参照

3 受講上の注意

- (1) 2日間(3日間)の講義のうち、1/5以上欠席すると、単位修得資格を失うので、注意してください。また、受講番号は、必ず控えておいてください。
- (2) 毎日、印鑑を持参し、各教室に設置した出席表に、押印してください。講義終了までに押印がない場合は欠席と見なします。
- (3) 会場には受講者用の駐車場はありませんので、自家用車での乗り入れは禁止します。
※特別な事情により、自家用車の利用を希望する場合は、下記【問合せ先】まで学校を通して事前に連絡してください。
- (4) 出席・押印・昼食・休憩の時間を厳守してください。また、研修にふさわしい服装で受講してください。
- (5) 室内空調の調整はできませんので、各自で対応してください。
- (6) 各会場は禁煙です。
- (7) ごみは持ち帰ってください。また、講義終了後は各自で机・椅子の整頓等をしてください。
- (8) 受講中の飲食や携帯電話の使用は厳禁です。受講中は携帯電話の電源を切ってください。
- (9) 台風等の場合においても、基本的には講習を行います。中止等になる場合はこのホームページ上でお知らせします。

4 欠席又は辞退について

- (1) 辞退(欠席)を含め、特別な事態が生じた場合には、次のように連絡、問合せをしてください。なお、講習を中止した場合には、単位認定ができない場合があります。
【県立及び国立大学法人附属特別支援学校の場合】
各学校(管理職)→県教育庁教職員課免許班
【市町村立学校(千葉市を除く)の場合】
各学校(管理職)→市町村教育委員会→各教育事務所→県教育庁教職員課免許班
【千葉市立学校の場合】
各学校(管理職)→千葉市教育委員会→県教育庁教職員課免許班
また、やむを得ず受講を取り消したり欠席したりする場合は、「平成31年度千葉県教育委員会免許法認定講習に係る辞退(欠席)届」を県教育庁教職員課長宛に提出してください。
- (2) 欠席や辞退が緊急で上記「辞退(欠席)届」が整わない場合は、県教育庁教職員課免許班(043-223-4046)へ必ず一報を入れ、後日、「辞退(欠席)届」を提出してください。

5 テキストの購入について

講義で使用するテキスト(「講座及び使用テキスト等一覧」参照)で、事前購入が必要な物は、各自で購入してください。

※ 教科書未購入、無断早退、出席簿の不正押印等は、単位不認定となる場合があります。

【問い合わせ先】千葉県教育庁教育振興部教職員課 免許班 Tel 043-223-4046